

令和5年度第4回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第4回農業委員会総会

1. 開会日時 令和5年7月11日（火） 午前 10時05分

2. 閉会日時 令和5年7月11日（火） 午前 10時50分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎 会長	木原 一博 副会長
1番 甲斐 洋子 委員	2番 森田 まゆみ 委員
3番 嶺 才三 委員	4番 江藤 喜美雄 委員
5番 小田 尚徳 委員	6番 小田 弘二郎 委員
7番 永沼 靖 委員	8番 木原 年廣 委員

出席推進委員

南部 入江 弘 委員

5. 出席事務局員

事務局長 大黒 秀一	補 佐 大辻 直樹
係 員 入江 浩二	

6. 欠席委員

9番 入江 鎮生 委員 北部 佃 一俊 委員

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2名

3番 嶺 才三 委員

4番 江藤 喜美雄 委員

(4) 農地法第3条申請について

(5) 農地法第4条申請について

(6) 農地法第5条申請について

(7) その他事項

ア. 需給調整に伴う減反確認について

イ. 今後の予定について

(8) 閉会

ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題（２）の①農地法第 3 条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題（２）の①農地法第 3 条申請については、許可することに決しました。

次にいきます。

議題（３）の①農地法第 4 条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(入江鎮生委員欠席連絡)

《農地法第 4 条について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である小田尚徳委員から説明をお願いします。

小田尚委員 ; こちらが提案したことに対して、もう少し丁寧に回答していただきたいというのが、私の意見です。農業に対しての影響は全くありません。

当初、私は事務局にゴミステーションの問題があるよというふうに連絡をしておりました。

だけどそれをスルーして受けたことに私は非常に不満をもちました。

ここはゴミ収集車が入ってこないから、ごみの収集場所ができない。

そうすると周りの人たちが非常に困るわけですね。

農業委員会として、この条件をつけるという案でないと思いますけど、これを上げるときには、こういうゴミ問題があるんだからここをきちっと建築確認をしていただきたい。そういうふうに条件つけていただきたいと思います。地元の農業委員として、余計なことでもあるんですけど、周りの人に迷惑かけたくないでお話ししました。

あと 1 件、これも非常に法律的には非常に難しいことばかりなんですけど、この右側の出入口の道路ですが 4m 道路にするために拡幅しなければいけません。

法律的に、中心線が今ある道路の真ん中にあるかもしれませんが、私は片方はセットバックしているのであれば最初にセットバックしたところから 2m 取るべきじゃないかと思うし実際にセットバックしてるかどうかってのはわからないから、そこはこの住人に確認しておくことが、後程のクレームにならない、トラブルにならないんじゃないかということを提案したいです。

できるならば、業者に町のほうからもこういう意見あったことを、付け加えて提出していただければいいと思います。

すいません。色んなことを言いました。

基本的にここをアパート建てることは、ゴミステーションをきちっと設計の時にに入れていただければ問題ないので、反対しませんので、だから、これを出すときには、おそらく契約書に準ずるものが提出されるはずですので、それを付けて、そして次の建設課に提出するときにやっていただきたい。以上です。

事務局 ; 今、小田委員から色々ご意見をいただきまして我々の気づかないところまでたくさんありまして、ありがとうございます。

今回ゴミの件に関しましては、私も環境係、関係する業者ですとか、広域行政事務組合に電話をして、また大東建託さんとも何回か話して、結果こういことなつたんですけども、もしこれが駄目な場合ってこともあり得るわけですよ。

その場合どうするかということで、広域と協議は進めておりました。

小田尚委員 ; 協議を進めてられていたんならば、そういうものも地元の委員にも話がほしかったです。そう思います。

私は、最初に問題があることを事務局に話しました。

話をして、最初についていうか、もう受け付けたあとだったと思いますが、それからしばらく経ってわかったのは、同じ課の一つの下の係ですからよく話し合いをしていただきたいと思います。

事務局 ; 今後このような案件はたくさんあるケースではないと思うんですけど気をつけていきたいと思います。

小田尚委員 ; よろしくお願いします。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

江藤委員。

江藤委員 ; 意見です。事務局にお話をさせていただきたいと思います。今、小田委員のほうから色々話がありましたけど我々が動いているのは正式な委員会ですから法律に基づいた行動というか、しないといけません。したがって事務局のほうで気をつけていただきたいのは不作為にならないように、それだけは十分に気をつけていただきたいと意見として申し上げます。

木寺会長 ; 今の意見は事務局、いいですか。

事務局 ; はい。十分に気をつけていきます。

木寺会長 ; その他に意見のあるかたは挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題(3)の①農地法第4条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題(3)の①農地法第4条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

次に行きます。議題(4)の①農地法第5条申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第5条について説明>

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員 ; 11 ページの平面図をちょっとお開きください。今、課長補佐から説明がありましたので、全ての部分については、まさにその通りで、あまり大きな説明を補足することはないんですけれども、現水路を排水路として兼用して、流すということはまさにその通りなんですけれども、この図面の15番宅地の右下の、ちょうど隅切りがあるような格好で、側溝が新たに入るようになっておりますが、その横のもう一本の水路はこれ用水路になりますのでその用水路と、新たに作る排水路の間に、止水壁、どういう形になるかちょっとわかりませんが、今日説明を受けたところによりますと、可動堰、いわゆる堰板を設置して、用水を一応遮断するというで聞いております。

と申しますのは、この団地から30mぐらいいったところに県道があるわけですが、その県道の幅がかなり広くあります。

その下の暗渠はどのぐらいの大きさの暗渠が入っているかというのを我々は把握しておりませんので、土石等が堆積して、流通ができなくなったときに困りますので、今日いろいろ説明を聞きまして、この堰板を外したりなんかすることによって、用水時期の水を、県道の下での清掃をするための流水にしたいという考え方であります。

現在も同じようなことでやっているということで、補足として先ほど言いました、隅切りみたいな格好があるところに、堰を作る、止水板を入れるということが、1点ありますので、申し上げておきたいと思えます。

あと他につきましては、別に問題ないと考えております。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

議題(4)の①農地法第5条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。

よって議題(4)の①農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

その他を議題といたします。

需給調整に伴う減反確認について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《需給調整に伴う減反確認について説明》
木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので次にいきます。

今後の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《今後の日程について説明》
木寺会長 ; それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。
ないようでしたら、
以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時50分閉会)

会議録署名人

3 番

4 番